

## 横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書に係る手続について

項目	内 容
事業名称等	横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 事業予定者：国土交通省関東地方整備局、横浜市 事業実施想定区域：横浜港港湾区域内
事業の種類	環境影響評価法に規定する第一種事業 (面積が50ヘクタールを超える公有水面の埋立て)
配慮書の送付	[主務省令※第14条第1項] 事業予定者は、配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、配慮書を添えて送付する。 送付日：平成29年3月24日
配慮書の公告	[主務省令※第13条第1項] 事業予定者は、配慮書について一般の意見を求めるときは、配慮書について公告し、縦覧に供する。 [条例第57条の2第1項] 市長は、配慮書の送付を受けたときは、その旨を公告する。 公告日：平成29年3月24日
配慮書の縦覧等	[主務省令※第13条第1項及び第3項] 縦覧期間：平成29年3月24日～平成29年4月24日 縦覧場所：事業予定者の事務所、横浜市環境影響評価課、鶴見、神奈川、西、中、磯子及び金沢区役所の各区政推進課 このほか、ホームページでの配慮書公表(事業予定者、横浜市環境創造局)や、関係区に所在する市立図書館で閲覧を実施。
意見の聴取	[法第3条の7第1項] 事業予定者は、配慮書について関係行政機関及び一般の環境保全の見地からの意見を求めるよう努めなければならない。 [主務省令※第13条第5項] 環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業予定者が定める期間内に、意見書の提出により述べることができる。 提出期間：平成29年3月24日～平成29年4月24日
市長意見の提出	[主務省令※第14条第2項] 関係地方公共団体の長は、事業予定者から意見を求められたときは、事業予定者が定める期間内に、意見を述べる。 市長意見の提出期限：平成29年5月12日
審査会への意見聴取	[条例第57条の2第2項] 市長は、配慮書について意見を述べるときは、審査会の意見を聴く。 意見聴取依頼：平成29年3月28日
市長意見の公告	[条例第57条の2第3項] 市長は、意見を述べたときは、その旨を公告する。

※公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

(平成10年6月12日 農林水産省・運輸省・建設省令第1号)